

「被災地応援ツアー」事業における
令和2年12月17日までに出発する旅行の取扱いについて

「被災地応援ツアー」事業について、感染拡大を防止するため、東京都を対象地域とする「Go To トラベル」事業の取扱い内容の変更に伴い、下記のとおり利用自粛の呼びかけを行いますので、お知らせします。

なお、詳細については、公式ホームページで改めてお知らせします。

記

1 利用自粛の対象となる旅行

① 対象者

- ・高齢者等(65歳以上(※1)の高齢者の方及び基礎疾患(※2)を持っている方)

(※1) 旅行の出発日時点

(※2) 糖尿病、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧、著しい肥満(BMI \geq 30)等の基礎疾患

② 対象となる旅行

- ・令和2年12月1日(火)24時までに予約されたもので、令和2年12月1日(火)18時から、令和2年12月17日(木)24時までに出発する旅行
- ・上記期間の旅行に関して、新規の予約も控えるようお願いいたします。

2 キャンセル料の取扱いについて

① 上記1に該当して旅行をキャンセルした高齢者等

- ・令和2年12月1日(火)18時から令和2年12月13日(日)24時までに、高齢者等に該当する旨を自己申告(運転免許証や診断書等の証明書類は不要)して、上記の旅行をキャンセルした場合、キャンセル料の負担はありません。
- ・一つの予約の中で高齢者等が含まれるグループ旅行について、同行する方のキャンセル料も負担はありません。
- ・なお、旅行をした場合でも、補助(割引)対象となります。

② 登録旅行業者等

- ・本事業の登録旅行業者等に対して、上記①の場合、キャンセル料見合いとして旅行代金の35%に相当する額(宿泊は1人1泊あたり14,000円、日帰りは1人1回あたり7,000円を上限)を財団が負担します。
- ・「Go To トラベル」事業を併用する旅行のキャンセル料見合いの額については国が負担をします。

3 公式ホームページ

被災地応援ツアーについて <https://www.tcvb.or.jp/jp/fukushima/>